

基勞補発第0301001号

平成19年3月1日

都道府県労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

労災診療費審査点検事務の補助に係る試行の拡大について（通知）

昨年9月から11月までの3ヵ月間、群馬労働局及び熊本労働局の2局において、労災診療費審査点検事務の補助に係る試行を実施し、その結果を検証したところ、両局とも各関係医療機関及び（財）労災保険情報センター（以下「RIC」という。）地方事務所との間で円滑に実施されたことが確認された。

この検証結果を受けて、原則として平成19年4月より1年間、全ての局において試行を実施することとしたので、通知する。

なお、日本医師会に対しては、本省において、別紙1により協力依頼を行ったところであり、各都道府県医師会に対しても、日本医師会より別紙2のとおり協力要請がなされているので、このことを踏まえ、貴局においても都道府県医師会に対し協力要請を行い、3月9日までに試行の実施についての理解を得ること。

また、都道府県医師会の理解を得た後に、管下の関係医療機関に対する遅滞ない周知に万全を期すこと。

おって、今回の試行拡大については、RIC本部からRIC地方事務所へ別紙3のとおり指示されているので了知されたい。



基労補発第0301002号
平成19年3月1日

日 本 医 師 会
会長 唐 澤 祥 人 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

労災診療費審査点検事務の補助に係る試行の拡大について（依頼）

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より労災補償行政の推進につきましては、格段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労災補償行政を取り巻く情勢は、行財政改革の進展の下、極めて厳しい状況にあります。

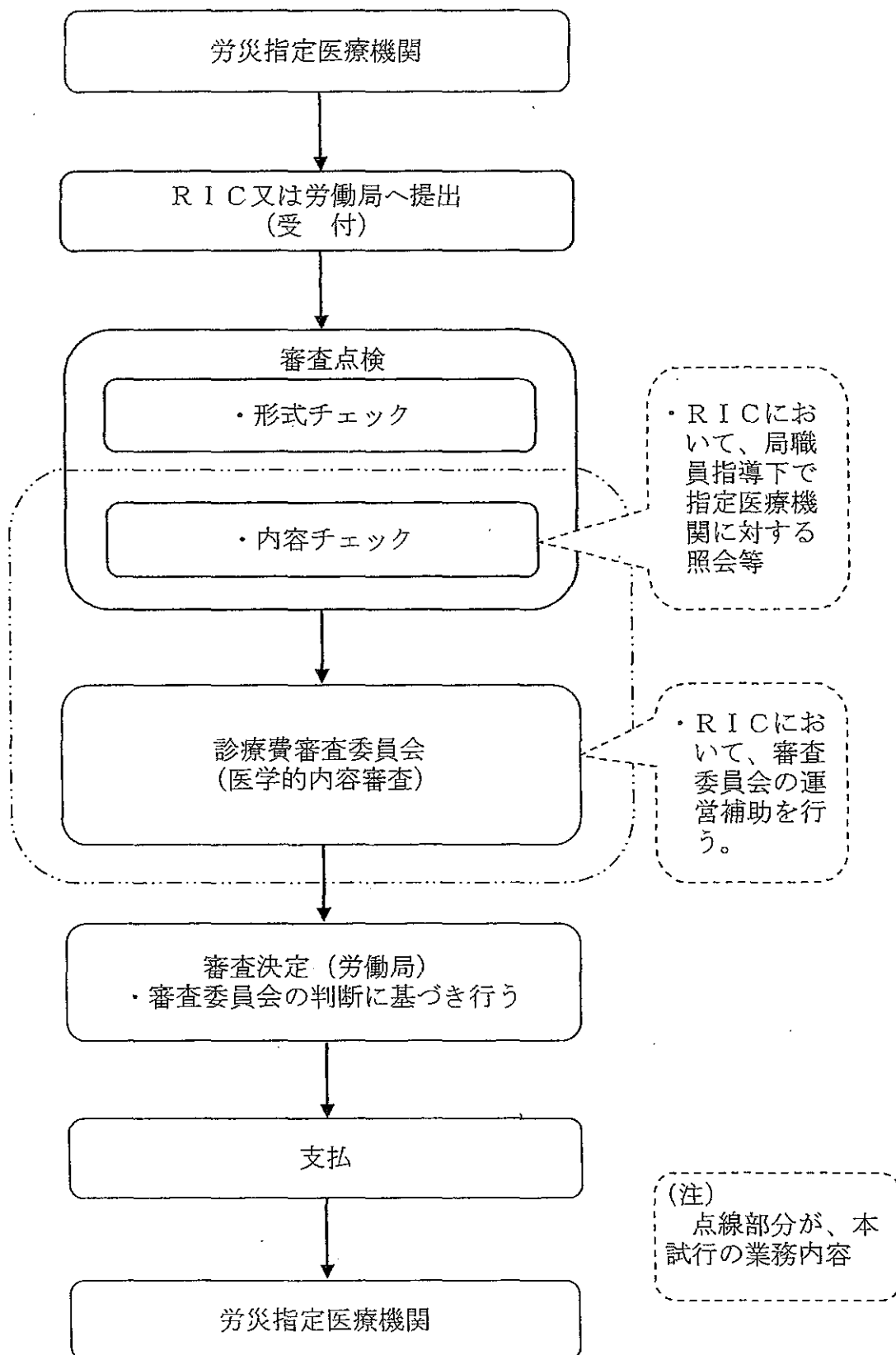
このような状況に対応し、今後とも安定した労災医療の運営を確保していくため、これまで行政において行っていた審査点検事務の一部を（財）労災保険情報センターに補助させ、委託業務の範囲を一部拡大することにつきまして、群馬労働局及び熊本労働局においてその試行を実施してまいりました。

本試行につきましては、貴会並びに群馬・熊本両県医師会のご協力の下、昨年9月より開始し、11月までの3ヵ月間の試行結果を検証しましたところ、両局とも関係医療機関との間で円滑に実施されたことが確認されております。

この両局における試行の結果を受け、原則として平成19年4月より1年間、群馬及び熊本の2労働局から全労働局へと試行を拡大して実施することといたしましたので、本試行の趣旨をご賢察の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県医師会への説明及び各関係医療機関への周知につきましては、十全を期すこととしておりますが、貴職からも、各都道府県医師会に対し、本試行の拡大に係る協力依頼等につきまして特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

労災診療費審査点検事務の補助に係る試行概要について





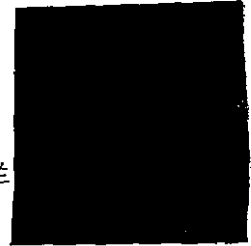
日医発第 1159 号 (保 212)

平成 19 年 3 月 1 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐 澤 祥



労災診療費審査点検事務の補助に係る試行について

平素より、日本医師会会務および労災保険診療に関して格段のご理解とご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

近年の労災補償行政は、行財政改革の進展等により、人員の大幅削減等非常に厳しい状況におかれており、このような状況の中で、厚生労働省においては、より一層の事務の効率化を図るため、都道府県労働局において行っている労災診療費の「審査点検事務」の一部を財団法人労災保険情報センター（以下、「RIC」という。）に補助させることについて、検討を重ねているところであります。

ご承知のとおり、現在RICにおいては、労災診療費の事務的な事前点検を行っているところですが、検討されている審査点検事務の補助は、その内容を大きく変更するものではありません。ただし、RICとの契約の有無にかかわらず、すべての労災指定医療機関を対象に、労働局職員の指導の下、RIC職員が照会等を行うこととなります。

この審査点検事務の一部をRICが行うことにつきまして、その効果を検証するため、平成18年9月より群馬県医師会及び熊本県医師会のご協力の下、試行を実施し、その結果、両県とも円滑に実施されていることが確認されております。

この結果を受けまして、厚生労働省においては、原則として平成19年4月より1年間、すべての都道府県を対象に試行を拡大することといたしました。

つきましては、本試行に関し、各都道府県労働局担当者が、貴医師会へ直接説明に伺うこととなっておりますので、よろしくご対応いただきたくお願い申し上げますとともに、特に、RICが労働局に代わって、直接労災指定医療機関に照会等を行うこととなりますので、貴会関係会員に対する周知方特段のご配慮をいただきたく併せてお願い申し上げます。

[添付資料]

- ・ 労災診療費審査点検事務の補助に係る試行の拡大について（依頼）

（平 19. 3. 1 基労補発 0301002 号 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長）



労保情発第 15 号
平成19年3月 1日

各地方事務所長 殿

財団法人 労災保険情報センター
専務理事 菊入 関雄

労災診療費審査点検事務の補助に係る試行の拡大について

労災診療費審査点検事務の補助の実施については、平成18年9月より実施した群馬及び熊本事務所における試行状況を検証した結果、両事務所とも両労働局及び関係医療機関との間で円滑に実施されたことが確認されたことから、原則として平成19年4月より1年間、全国の地方事務所において試行を行うこととしたので通知する。

なお、日本医師会に対しては、厚生労働省より別紙1のとおり協力要請が行われ、日本医師会より各都道府県医師会に対しても別紙2のとおり協力要請が行われたものである。

また、各労働局に対しては、厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長より別紙3のとおり通知されているので、各労働局と十分調整し、労災診療費審査点検事務の補助の実施に十全を期されたい。



基労補発第0301002号
平成19年3月1日

日本医師会
会長 唐澤祥人 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

（ 労災診療費審査点検事務の補助に係る試行の拡大について（依頼）

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より労災補償行政の推進につきましては、格段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労災補償行政を取り巻く情勢は、行財政改革の進展の下、極めて厳しい状況にあります。

このような状況に対応し、今後とも安定した労災医療の運営を確保していくため、これまで行政において行っていた審査点検事務の一部を（財）労災保険情報センターに補助させ、委託業務の範囲を一部拡大することにつきまして、群馬労働局及び熊本労働局においてその試行を実施してまいりました。

本試行につきましては、貴会並びに群馬・熊本両県医師会のご協力の下、昨年9月より開始し、11月までの3ヵ月間の試行結果を検証しましたところ、両局とも関係医療機関との間で円滑に実施されたことが確認されております。

この両局における試行の結果を受け、原則として平成19年4月より1年間、群馬及び熊本の2労働局から全労働局へと試行を拡大して実施することといたしましたので、本試行の趣旨をご賢察の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県医師会への説明及び各関係医療機関への周知につきましては、十全を期すこととしておりますが、貴職からも、各都道府県医師会に対し、本試行の拡大に係る協力依頼等につきまして特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

労災診療費審査点検事務の補助に係る試行概要について

